

## 「博物館法の今後の在り方について（審議経過報告）」に対する 全国美術館会議の意見

全国美術館会議では、8月5日に予定されているヒアリングに向けて、急遽、理事監事、各研究部会長を通じて広く「博物館法の今後の在り方について（審議経過報告）」（以下「経過報告」）に対する意見聴取を図った。その集約についてさらに、ヒアリング対象者からの意見をもらい、以下に主な意見をまとめた。美術館という単一の館種のなかでも、規模の大小、さまざまな設置主体の違いと経営形態の差異等によって、統一した見解を打ち出すのが極めて困難であることは論を待たない。したがって、以下には相反する意見もあるし、軽重の差も館によって大きい。その点を了解のうえ、全国美術館の意見として受け止め、今後の論議に反映されることを強く望むものである。全美としての意見は、現在検討されている課題「博物館の在り方」「学芸員資格」の2点に絞って記載していく。

博物館の在り方：

\* 非営利組織であること、社会教育施設であることの明確化。（ICOMなど国際的な博物館連合組織が謳うように、非営利組織の強調が必須であり、社会教育施設の役割が脆弱化する危機感と反発が強くある）

\* 登録制度が維持される場合、「登録」のメリット、例えば税制上の優遇措置の実際などを明確にすること。また、認証制度等に変更される場合も、認可によるメリットと制限の明確化がぜひとも必要。

\* 登録（認証制など別の仕組みになっても）の認可の審査基準を博物館美術館の多様化（館種、規模、指定管理等の運営形態）に対応できるものにする。

\* 登録（認証）の審査基準には、外形的基準、職員の雇用形態、施設管理体制、運営内容等審査項目を明確にする。ただし、審査内容は法の条文に適さないか。審査を地方自治体に降ろすと、多様な館種の内容に踏み込んで審査できる人材の確保は到底おぼつかない。

\* 調査研究機関としての公的な指定（科学研究費の取得資格と設置主体側の認知のため）

\* 「望ましい博物館の在り方」に記載されていたように、正規雇用の学芸員の数的目安を掲げる。法の条文ではなく、審査基準に含ませることも可とする。（現行は正規非正規の記載なく数も一人いればいいと読めて明らかにされていない）

\* 株式会社を設置主体と認めるには、公益法人制度がある現状からして十分な整理と論議が必要。実態把握のためには各種の設置主体、運営主体からのヒアリングを十分にいき、そのうえでの制度設計が必要。（一方で設置主体に関わりなく登録（認証）の資格に認めてもいいとの意見も）

学芸員資格：

- \* 学芸員の経験と蓄積の重要性に鑑みた継続性の記載（法として記述できるかの懸念があるが、経験の蓄積によって培われる専門性の重要なことを法のうえで記述できるのが望ましい）
- \* 「博物館の在り方」と重複するが、調査研究の推進のため学芸員が科研費の対象となれるよう美術館を科研費取得可の施設として指定する。申請手続きの簡略化が望まれる。博物館用の科研費枠を設定すべきとの意見もある。
- \* 「上級学芸員」制度は、格差のもとになるため現場に合わない。反対意見が強い。
- \* 多様化する職務を認識し、エデュケーター、レジストラ、保存修復士等を学芸員と同等の扱いとして明記する。もしくは学芸員概念を現状よりも広く規定する（一方で、小規模の美術館での分業の無理も指摘されている。各館に各種の人材をそろえることは実際には不可能なため、たとえば法文には「置くことができる」といった表現などで、学芸課内での職務の多様化に対応する法の条文にする）
- \* 博物館実習をインターン制に替える。（現状は自然科学系の博物館実習の学生が美術館に来る）
- \* 行政側にも学芸員を置き、文化政策の専門家を養成する。行政職の異動や専門性の継続確保が難しいと思われるが、名目だけに終わらない仕組みづくりを検討する。国も含めて、部下政策の専門家が現場にいないことは大きな負の要素である。
- \* 学芸員のマネージメント教育にもっと力を入れる。
- \* 「学芸員補」については賛否両論あり。
- \* 法制度の問題ではないと思われるが、特に小規模館用の研修制度を望む声がある。

以上、「経過報告」の内容に沿って、美術館の現場が身をもって感じている必要性、意見、懸念等を挙げている。なかには法制度に直接かかわらない、あるいは条文として書き出すには適さない要素もあることを承知のうえで、全美の暫定的な意見を記述した。財政難、人員不足にますますあえぎ、消耗の激しい美術館の現状も十分に認識いただき、今後の検討に全美からの声をぜひとも活かしていただきたい。

2021年8月2日

全国美術館会議 事務局  
ヒアリングメンバー一同